

第3回 利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

議 事 録

日時：平成28年3月29日（火） 16：00～

場所：庄川生涯学習センター 1階 多目的ホール

1. 開 会

司会 定刻となりましたので、第3回利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催したいと思います。

本日の進行を務めさせていただきます北陸地方整備局河川部河川調査官の丸山でございます。よろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、これから以降の進行を着座にて進めさせていただきます。

まず初めに、検討主体である国土交通省北陸地方整備局の藤山局長より挨拶をお願いいたします。

2. 挨拶

北陸地方整備局長 皆さん、こんにちは。

年度末の大変お忙しいところ、知事はじめ、5人の市長さんに集まっていただき、どうもありがとうございます。恐縮しております。

平素から、地方整備局の道路事業、河川事業、港湾事業を含めまして、ご支援、ご協力いただいて、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

ダム事業の検証につきましては、5年経ってしまいましたので、もう一度初めから言うと、平成22年9月に大臣から、その時点でダムの本体建設に至っているダムを除く国土交通省、水資源機構、各県が事業主体となるダム全てにおいて、ゼロベースで一から検討見直しの作業をなささいという指示がございました。

その総数が83事業になります。今日の時点で71の事業につきまして検証作業が終わっております。ですから、引き算をしますと12事業。そのうち国の事業が4事業で、水資源機構の事業が3事業、比較的大規模なものが、今言いました7事業になるわけです。

利賀ダムにつきましては、前回の第2回の検討の場が5年前になりますので、この間ずっとお叱りのご意見を私どもはいただいてまいりました。ここでとやかく言い訳は申し上げる気はございませんので、先を見て、また今日、説明をさせていただきたいというふうに思っております。

時間がかかりましたのは、やはり北陸の川というのは、庄川を含めて非常に急流河川ということで、実は鬼怒川が去年9月に切れたわけですけれども、極端な話、3.11以降も含めて、防災に関してどうしていったらいいのかというのは、川だけじゃなくて、いろんなところで議論がされているんですけれども、大規模な災害というのは、ある一定の目標値を定めてそこまでやっても、必ずそれを乗り越えることがあると。それで、財政制約がある中で、それぞれの事業をどこまでどう進めていったらいいのかということをもう一度考えるということを経年前にさかのぼって、その時点から、やはり全体的に国が財政制約がある中で、一つ一つの事業を一から見直ささいということだったんだろうというふうに思っています。

具体的には、「治水」と「利水」と、ちょっと難しい言葉ですけれども、「流水の正常な機能の維持」ということで、それぞれの事業で、その事業そのものがどうあるべきかということを経年ベースで見ろということだと思っております。

検討を重ねてきたわけですけれども、手続自体が、5年前にご説明しているかと思えますけれども、再評価の実施要領の細目というものがございまして、今日、説明させていただく内容も非常に技術的で細かいものを並べるような形になりますけれども、それを市長さん方にご意見をいただくという形になっておりまして、その細目に基づく手続も、この後、何ステップか踏まないと、事業云々という話にはなりませんので、きょう、忌憚のないご意見をいただいて、できる限り事務局としては、今まで大変お待たせしたんですけれども、この見直しの作業云々については、できる限り早く進めていきたいというふうに思っております。

5年も待たせておいて何を言うんだという思いがとおりであると思えますけれども、一生懸命、うちの事務レベルの者が検討してきた内容ですので、よく話を聞いて、本当にゼロベースということですので、マイナス方向からでも、どういう形でもご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会 続きまして、本日の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに、富山県知事 石井様でございます。

高岡市長 高橋様でございます。

射水市長 夏野様でございます。

砺波市長 夏野様でございます。

小矢部市長 桜井様でございます。

南砺市長 田中様でございます。

ここで、報道機関の皆様方をお願いがございます。

本委員会は公開でございますが、これ以降は記者席での取材とさせていただきたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、お配りしております本日の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

お手元にあります資料でございますが、まず、議事次第でございます。続きまして、資料－１「個別ダム検証の進め方等」でございます。資料－２「複数の治水対策案の立案および概略評価による対策案の抽出について」でございます。資料－３「利水参画者の必要な開発量の確認結果について」。資料－４「複数の新規利水対策案の立案および概略評価による対策案の抽出について」。資料－５「複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案および概略評価による対策案の抽出について」。資料－６「利賀ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について」。資料－７「利賀ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について」。参考資料－１といたしまして「利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約」でございます。続きまして、参考資料－２といたしまして「第２回利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場配付資料正誤表」というものになっております。

資料の不足等がございましたらお知らせいただければと思ひますが、よろしいでしょうか。

ないようですので、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思ひます。

3. 議 事

司会 本日の進め方でございますが、検討主体である北陸地方整備局から、議事でありま
す(1)から(7)番につきまして一通り資料のご説明をさせていただき、その後、ご意見や
質問等をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料－１からよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

事務局 本日、資料の説明をさせていただきます河川計画課長の丸山と申します。どうぞ
よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

資料－１をごらんください。検証の進め方及び本日どこの部分をご議論いただくかとい

うことをごさいますして、資料には、ダム検証の進め方の全体像を記載させていただいてごさいます。

検証の進め方につきましては、平成22年9月に本省の有識者会議におきまして、「中間とりまとめ」がなされまして、その後、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」というものが策定されまして、それに基づいて、全国共通のルールで進めていくということをごさいます。

青四角、波線で囲んでおりますのが、前回第2回の検討の場でご議論をいただいた内容をごさいます。

本日ご議論いただくのは、赤く四角で囲っているところをごさいますして、赤四角のうち〔キ〕の部分が治水対策案についてごさいます。前回の第2回でも複数の治水対策案の立案について、主に庄川への適用性の部分をご議論いただいているところですが、再度、庄川への適用性について幅広く検討を行いまして、今回、立案を行ってごさいます。

さらに、それらについて〔ク〕とごさいますように、概略評価を行いまして、比較検討すべき対策案を抽出いたします。

同じく右側のほう〔サ〕〔シ〕の部分をごさいます。新規の利水、それから、流水の正常な機能の維持についても複数の対策案を立案し、概略評価を行いまして、比較検討すべき治水対策案を抽出いたします。

ここまでを今日、ご議論いただくということをごさいます。その上で、立案しました対策案及び抽出された対策案につきまして、この後、パブリックコメントをかけさせていただくとともに、河川使用者などの皆様から意見聴取を行うという手順になってごさいます。

その後、ここに書いてありますような手順で検証が進んでいくということをごさいます。まず、複数の治水対策案の立案および抽出についてということで、資料-2を用いて説明させていただきたいと思ひます。

では、資料-2をごらんください。立案に当たりまして、まずは庄川流域の概要、それから、庄川水系河川整備計画の概要について確認させていただきたいと思ひます。

2ページ目をごらんください。右下に、庄川下流の国が管理している区間における堤内地盤高の縦断形を掲載しておりますが、200分の1と急勾配でごさいます。

また、右上のところに、全国の主要河川の河床勾配比較図をつけてごさいますして、庄川が全国で比較しましても急流河川であるということがわかります。

3ページ目をごらんください。庄川の水害の歴史ということでごさいます。

これまでに庄川では、堤防の決壊、落橋などの被害が発生しておりますが、近年では平成16年10月に、台風23号による観測史上最大洪水が発生しております。高岡市、それから当時の新湊市などで避難勧告が出されてございます。

次に、4ページ目をごらんください。右上の図に、流量と被災箇所数を整理して載せてございます。

庄川では、平均年最大流量程度の中小規模の洪水でも、洗掘・浸食による堤防や護岸などの被災が発生しているということでございます。

また、下のほうに、滞筋の変遷と被災状況についてまとめた図を載せてございますが、庄川は滞筋が不安定で、水衝部が複雑に変化するため、いつ、どこで洗掘・侵食が発生するか予測が困難という特徴がございます。

5ページ目をごらんください。急流河川における堤防決壊のメカニズムについて示してございます。

急流河川では、洪水時など垂直方向の侵食である洗掘が発生しまして、①の部分でございますが、護岸の基礎高より深く洗掘が進行し、根固めが崩壊する。さらに②の部分、護岸裏の吸い出しによって侵食が進行し、護岸が崩壊し、③ですが、さらに侵食が拡大し、高水敷の幅が足りないと、堤防が破堤すると、こういったメカニズムがございます。

このような被害への対応としまして、下のイメージ図、それから写真を載せておりますが、このように急流河川対策として、護岸などの整備を実施してございます。

6ページ目をごらんください。庄川水系の河川整備計画における主な目標というものを記載してございます。

上のほう1つ目としましては、戦後最大規模の洪水への対応ということで、戦後最大洪水に相当する規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるということ。また、2つ目としまして、今申し上げましたとおり、急流河川という特徴を踏まえまして、急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全を確保するため急流河川対策を行い、氾濫被害を防止するという目標を掲げてございます。

7ページ目をごらんください。複数の治水対策案の立案の基本的な考え方について記載してございます。

1つ目としまして、治水対策案の立案については、庄川水系の河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案するということでございます。

2つ目としましては、治水対策案の立案に当たっては、利賀ダム建設以外の河川整備計画の整備内容は引き続き実施することを前提とするとともに、河川整備計画と同様の考え方のもと、堤防の安全を確保するために必要な急流河川対策を含めて、方策の組み合わせ案を検討します。

3つ目ですが、治水対策案についてですが、全国共通で掲げられております26の方策がございまして、こちらを参考にして、庄川に適用可能な方策を抽出するというところでございます。

8ページ目をごらんください。8ページ目からは、その26の方策について、河川を中心とした対策、それから、流域を中心とした対策ということで分けて記載してございます。

順番に見ていただきたいと思いますが、9ページ目と10ページ目にはダム、11ページ目には既設ダムの有効活用ということでございます。12ページ目が遊水地等、13ページ目が放水路、14ページ目、河道の掘削、15ページ目が引堤ということで、26方策について、順次概要について説明をさせていただいているところでございます。

これら26の方策について、庄川流域への適用について、まずは概略で検討するということをさせていただきました。

飛びまして、36ページ目をごらんください。複数の治水対策案の立案ということになりますが、先ほど26方策の概要を記載してございましたが、この26方策のうち河川を中心とした12の方策について、庄川流域への適用性を表に整理しているのが36ページ目でございます。

適用性というところにそれぞれコメントをつけておりまして、結果としまして、青色で着色している1番から7番については、方策として検討していくということにさせていただきます。

白抜きにしています9番、10番、11番については、技術的に手法として確立していないために適用することは困難あるいは河道の流下能力向上を計画上、見込んでいない対策であるために、ダムの代替案としての検討の対象とはしないということで、この白抜きの3案は適用しないこととさせていただいております。

それから、8番の河道内の樹木の伐採、12番の排水機場につきましては、代替案の立案とは別に、代替案が実施されるにしても並行して実施していく方策として、この表では整理させていただいております。

次に、37ページをごらんください。26方策のうち残りのもの、流域を中心とした方策に

ついて記載してございます。

同じような考え方で、庄川流域への適用性について整理させていただいております。この中で、緑色に着色しています13番、14番、15番、17番、23番については、右側に書いてあるコメントのとおり、残させていただくことにしております。

その他の対策については、黄色に着色している19番、20番、21番、22番、24番、25番については、代替案としての対策の立案とは別に、それらが実施されるにしても並行して実施する対策という位置づけにさせていただいております。

白抜きにしている16番、18番、26番でございますが、16番の部分的に低い堤防の存置については、庄川には部分的に低い堤防が存在しないため困難であるということ、18番の輪中堤については、県管理区間、それから国の管理区間においても適用箇所が存在しないため困難であること、26番の水害保険については、河川整備水準を反映して保険料率に差を設けることができれば、土地利用誘導・建設方式対応等の手法として検討することができるということもございますけれども、今の段階で、そのようなところまではまだ至っていないということもあまして、方策として適用しないという整理にしております。

このように、36ページ、37ページで青色または緑色に着色した方策のうち、ダム以外の11の方策について、それらを単独で行うか、あるいは組み合わせで行うかということで、その組み合わせの部分について検討させていただいた結果が次の38ページからになります。1つずつ順番に説明させていただきたいと思っております。

38ページでございます。まず、「河川を中心とした対策」の組み合わせの「河道改修を中心とした対策案」ということで、先ほど抽出の中で、「河道の掘削」「引堤」「堤防のかさ上げ」を残させていただきましたが、それぞれについて、その組み合わせはどうかということを検討させていただきました。

その結果、そのまま単独の対策としまして、治水対策案Ⅰ－1が「河道の掘削」、治水対策案Ⅰ－2が「引堤」、治水対策案Ⅰ－3が「堤防のかさ上げ」とさせていただきたいと考えてございます。

続きまして39ページ目をごらんください。「河川を中心とした対策」で、「大規模治水施設による対策案」というものでございます。新規の放水路、遊水地について整理したものでございます。

放水路につきましては、「小矢部川ルート」「庄川左岸＋和田川下流ルート」「和田川下流ルート」の3ルートをまず検討しまして、この方策で安全度が不足する和田川下流ル

ートにつきましては、用地買収、それから構造物の改築が最も少なく、コスト的に最も有位と想定されます「河道の掘削」を組み合わせで立案してございまして、それぞれⅡ－１、Ⅱ－２、Ⅱ－３とさせていただきます。

それから、遊水地につきましては、直轄管理区間上流部で庄川用水合口ダム下流に整備するということで、治水対策案のⅡ－４とさせていただきます。

40ページ目をご覧ください。同様に「河川を中心とした対策」で「既存ストックを有効活用した対策案」ということで、既設のダムを有効活用した対策案を立案させていただきます。

庄川流域で適用することが可能であると考えられる「利水容量買い上げ」「操作ルール見直し」「既設ダムかさ上げ」について検討してございまして、治水対策案Ⅲ－１、Ⅲ－２、Ⅲ－３がそれぞれ小牧ダム、御母衣ダム、大白川ダムの利水容量買い上げとしてございます。

操作ルールの見直しとしまして、利賀川ダムの操作ルールの見直しを行った上で、安全度が不足する部分について、先ほどと同じく「河道の掘削」を組み合わせたものを治水対策案Ⅲ－４としてございます。

ダムのかさ上げということで、境川ダムのかさ上げを行うとともに、安全度が不足する部分について「河道の掘削」を組み合わせたものが治水対策案Ⅲ－５でございます。

次に、41ページ目をご覧ください。今度は「流域を中心とした対策」の組み合わせでございます。

治水対策案Ⅳ－１でございますが、「遊水機能を有する土地の保全」と「霞堤の遊水機能増強」を組み合わせた上で、まずこの効果を算定しまして、安全度が不足する部分について「河道の掘削」を組み合わせたものでございます。

治水対策案Ⅳ－２でございますが、「雨水貯留施設」と「雨水浸透施設」それから「水田等の保全」を組み合わせた上で、同じく効果を算定しまして、安全度が不足する部分について「河道の掘削」を組み合わせたものでございます。

これらを整理しましたものが42ページでございまして、ダム案のほかに14の方策の単独案または組み合わせの案を提案させていただくということでございまして、同じようなものですが、43ページでは少し書き方を変えて、一番左に現行のダム案プラス右側に14の方策、これが単独案または組み合わせの案ということで整理させていただいているということでございます。

これら現行のほかに14の方策をまず整理したということをごさいますて、それぞれの方策の説明を44ページ以降に、位置図ですとか数量、考え方を挙げさせていただいたということになります。

44ページ、45ページでございますが、河川整備計画の概要を記載してございます。

44ページをごらんください。右下の表に、河川整備計画に含まれる内容を記載してございまして、利賀ダム整備、河道改修としまして堤防整備、橋梁架け替えなどということでございます。

ここに記載している数量についてですが、整備計画に含まれる事業で、実施済みのものを除いた残事業の数量を記載しているということになります。

次に、45ページ目をごらんください。左の図に、44ページ目で記載しておりました事業の実施箇所を載せております。

また、右の図ですが、整備計画の河道改修として急流河川対策が位置づけられておりまして、そこでは、予測される洗掘の深さ、侵食の幅に対して安全度を評価しまして対策を行っているということでございます。

次に、46ページ目、47ページ目、こちらが治水対策案Ⅰ－1「河道の掘削」でございます。

46ページ目の右の下の表に、整備計画の河道改修と治水対策案における河道改修について記載をしてございまして、整備計画に含まれる河道改修を実施するとともに、治水対策案としまして、河道の掘削、それから河川整備と同様の考え方で急流河川対策、橋梁の架け替えを行うということでございます。

47ページ目には先ほどと同じように、左側に事業の実施箇所、右側には治水対策案Ⅰ－1における河道掘削のイメージ図、それから、急流河川対策について記載をしてございます。

48ページ目、49ページ目が治水対策案Ⅰ－2「引堤」で、同じように対策案の概要、数量、次のページに位置図を載せてございまして、これ以降、50ページ、51ページが治水対策案Ⅰ－3「堤防のかさ上げ」、52ページ、53ページが治水対策案Ⅱ－1「放水路（小矢部川ルート）」、54ページ、55ページが治水対策案Ⅱ－2「放水路（庄川左岸＋和田川下流ルート）」ということ、順次、2枚ページを使いまして、先ほど立案しました14案についてご説明させていただいております。このご説明が73ページまで記載をしているということでございます。

次に、74ページ目からが概略評価による治水対策案の抽出ということになります。

75ページ目をごらんください。ダム案のほかに、今、14の方策について、単独案またはそれらの対策の組み合わせという形で立案をしましたが、このダムの検証では、それらの中から、75ページに①と書いてあるところの下に3つ黒ポツがございますが、「制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案」ですとか「治水上の効果が極めて小さいと考えられる案」それから「コストが極めて高いと考えられる案」を除く、あるいは②のところですが、同類の案がある場合には、その中で比較して、最も妥当な案を残すということで、2から5案程度に絞り込んだ上で総合評価を実施するという順番になってございます。

この絞り込みの方法について、次に説明させていただきたいと思います。

77ページ目をごらんください。河道改修を中心とした対策案ということで、河道の掘削を行う場合、引堤を行う場合、堤防のかさ上げを行う場合の概算事業費を比較して示してございます。

このような概算事業費になりますので、一番概算事業費が低い「河道の掘削」を残して、その他の2案については棄却するというようにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、この概算事業費について補足いたしますと、注釈に記載してございますが、利賀ダムの代替する方策の組み合わせに、河川整備計画の河道改修に関する事業費を加えた概算コストということになってございます。

これは、利賀ダム建設に要する全体の事業費ということではなく、現時点から完成するまでにかかる「治水」「利水」「流水の正常な機能の維持」という3つの目的のうち、治水代替案に関する費用をこの治水対策案では概算事業費として載せているということでございます。

次に、78ページ目をごらんください。大規模治水施設による対策案ということでございます。

4つの対策でございますが、これについても同様にコスト比較を行いまして、最もコストの低い「放水路（和田川下流ルート）＋河道の掘削」の案を残させていただいて、その他の案については棄却するというように考えてございます。

79ページ目をごらんください。既存ストックを有効活用した対策案についてです。

これについてはコスト比較させていただきまして、水源取得に要する費用というものが未確定ではございますが、水源取得に要する費用以外の部分で、「利賀川ダムの操作ルー

ルの見直し+河道掘削」案というのが最もコストが低いということで残させていただいてございます。

次に、80ページ目をごらんください。流域を中心とした対策案でございます。

2案ございますが、同じくコスト比較をしまして、「雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全+河道の掘削」案が最もコストが低いということで残させていただきます。

これらを整理しましたものが81ページになります。81ページ目をごらんください。

現行のダム案のほかに、河道改修を中心とした対策案の中から「河道の掘削」をするというⅠ-1案、大規模治水施設による対策案として、「放水路」と「河道の掘削」をするⅡ-3案。それから、既存ストックを有効活用した対策案としましてⅢ-4案。それから、流域を中心とした対策案としましてⅣ-2案、この4案を残す形でこの後の検証を進めたいということで、まずご提案させていただければと思います。

以上が資料-2についてです。

続きまして、資料-3、資料-4について説明をさせていただきます。

まず、資料-3の1ページ目をごらんください。新規利水の観点からの検討のフローを載せております。

本日、どの部分を議論いただくのかということで、赤枠で囲んだ部分になります。

流れとしましては、まず、利水参画者に対しまして、ダム事業の参画継続の意思があるか、それから、開発量としまして、何 m^3/s が必要かを確認しまして、検討主体におきまして、その算出が妥当に行われているか、確認を行います。あわせて、利水参画者に代替案が考えられないか、検討を要請いたします。その上で、検討主体が今持っている情報に基づきまして、可能な範囲で代替案を検討しまして、概略検討により利水対策案の抽出を行うという内容になります。

ここまですべて今日、ご議論いただくということでございまして、その上で、今後抽出された利水対策案について利水参画者などに提示しまして、意見聴取を行い、ここに書いてあります手順で検証が進んでいくということになります。

2ページ目をごらんください。利水参画者への要請事項ということで、1番から3番までの要請、それから確認を行っているということでございます。

利水参画継続意思の確認ですとか、水の量がどれぐらい必要であるかなどについて確認させていただいたということでございます。

3ページ目をごらんください。具体的な回答の内容についてつけてございます。

結果でございますが、参画継続の意思は有、必要な開発量としては0.1m³/sということでございます。

下に、利賀ダム建設以外代替案が考えられないかの検討に対する回答を記載してございまして、この記述のとおりのお返事をいただいております。

4ページ目以降に、さらに具体的な中身をどのような観点で確認を行うかということで書いてございます。

確認方法としまして、①開発水量の算定が工業用水道施設設計指針の考えに基づいて行われているものなのかどうか、また、②ですが、工業用水道事業の届け出等の状況として、経済産業省への届け出がなされているかどうか、さらに③ですが、事業の再評価について実施しているかどうかということでございます。

5ページ目をごらんください。具体的な記載をさせていただきます。

計画の目標年次、用途別の使用水量の原単位、ロス率など、少し専門的な言葉になりますが、当方で確認をさせていただきます、妥当だということを確認させていただきます。

また、5ページの下の方になりますが、事業の届け出を行っておりまして、事業再評価についても平成25年度に実施し、事業の継続が認められているということでございます。

6ページ目をごらんください。検討主体において行った必要な開発量の確認結果を記載してございます。

開発水量については、工業用水道施設設計指針に沿って算出されてございまして、0.1m³/sを確保することを基本としまして、利水対策案を立案するということでございます。

続きまして、資料-4をごらんください。複数の新規利水対策案の立案および概略評価による対策案の抽出についてでございます。

2ページ目をごらんください。庄川の水利用・流水の現状ということで記載してございます。

左に、水利用として水利権量の内訳を載せてございますが、発電用水のほか、農業用水、工業用水、水道用水と多様な使われ方がされているということでございます。

一方で、右側に御母衣ダムの写真を載せておりますが、平成6年などには濁水も発生しているということでございます。

3ページ目をごらんください。複数の新規利水対策立案の基本的な考え方を載せてございます。

1つ目が、先ほどの資料でご説明しました利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本としまして、方策の組み合わせ案を検討するという、2つ目に、先ほどの治水対策案では26の方策というのがございましたが、新規利水については17の方策がございまして、これを参考にして庄川に適用可能な方策を抽出するというごさいます。

4ページ目をごらんください。4ページ目からは17の方策について、供給面での対応と需要面・供給面での総合的な対応が必要なものということで記載してございまして。

5ページ目がダムでございまして。6ページ目が河口堰、7ページ目が湖沼の開発、8ページ目が流況の調整河川、9ページ目が河道外貯留施設ということで貯水池、10ページ目がダムの再開発、かさ上げや掘削ということでして、11ページ以降も17の方策について、それぞれ概要を掲げさせていただいております。

これら17の方策につきまして、庄川流域への適用について、まず検討するというごささせていただきます。

23ページ目になります。先ほど17の方策の概要を掲げさせていただきましたが、この17の方策につきまして、供給面での対応を中心とした方策、12の方策について庄川流域への適用性を整理したのが23ページ目になります。

庄川への適用性ということでコメントを右側につけさせていただいてございまして、黄色に着色した1番と5番から11番までについては、方策として検討していくということにさせていただきます。

白抜きにしている2番、3番、4番でございまして、2番の河口堰は、堰の設置により水源を確保することが困難なため適用しない。3番の湖沼開発は、庄川流域に開発可能な湖沼がないため適用しない。4番の流況調整河川については、庄川の水量に余裕はなく、近傍の河川と連絡して河川の水を調整できないので適用しないということでございまして。

また、オレンジ色に着色している12番の水源林の保全につきましては、効果量にかかわらず取り組むべき方策でございまして、代替案が実施されるにしても並行して実施していく方策としてございまして。

24ページ目をごらんください。需要面・供給面での総合的な対応を中心とした方策ということで記載してございまして。

黄色く着色している13番、14番が組み合わせの方策として検討していくもの、オレンジ色に着色しています15番から17番が、代替案が実施されるにしても並行して実施する方策

としてございます。

25ページ目をごらんください。ここからが組み合わせ案の検討ということで、利水参画者に確認を行いました必要な開発量を確保できる対策案を検討してございます。

25ページ目には、「施設の新設を中心とした対策」の組み合わせを記載してございます。

5案ありまして、案のⅠ－1が「貯水池」ということで、庄川から取水して水をためるというものでございます。案のⅠ－2が「ため池」、案のⅠ－3が「水系間導水」で、神通川から庄川に導水を行うという案でございます。案のⅠ－4が「地下水取水」で、伏流水や河川水に影響を与えないように配慮しつつ、井戸の新設を行いまして取水をする案です。案のⅠ－5が「海水淡水化」でございまして、河口部付近に淡水化の施設を整備しまして、導水路で工業用水の供給地点まで水を持ってくるというものでございます。

26ページ目をごらんください。こちらでは既存施設の有効活用による対策案について記載してございます。

ダムの新開発ということで、「かさ上げ」により必要な開発量が確保できる9つのダム、これは、9つ全部かさ上げが必要というわけではなくて、一つ一つのかさ上げで必要な開発量が確保できるということでございますので、こちらを新規利水対策案Ⅱ－1としてございますが、実際には9つの案ということになります。

また、同じくダムの新開発としまして、今度は「掘削」になりますが、13のダムについて検討の対象として、新規利水対策案Ⅱ－2としてございます。

こちらも同じく、個別のダムで掘削を行えば、必要な開発量が確保できるということで、13の案を立案しているというふうに考えていただければと思います。

次が他用途ダムの容量の買い上げということで、発電などのほかの用途とされているダムの容量を買い上げるものでございまして、新規利水対策案Ⅱ－3としてございます。

次がダム使用权等の振りかえということで、境川ダムの利用実態を考慮した上で、利水容量を振りかえるというものでして、新規利水対策案Ⅱ－4としてございます。

最後に、既得水利の合理化・転用ということで、新規利水対策案Ⅱ－5としてございます。

これらを整理しましたものが27ページになります。組み合わせ案を今検討しましたが、新規利水につきましては、各方策とも単独で必要な量、0.1m³/sを確保できるということでございます。

ダム案のほかに方策ごとに見ますと、10方策でございまして、「ダム新開発」「他用途

ダム容量の買い上げ」については、各方策の中で個別のダムを検討しておりますので、詳細には36の単独案について整理させていただいているということでございます。

28ページ目は、少し書き方を変えて記載しているものでございます。これら10の方策、具体的には36の案について、まず整理したということございまして、それぞれの方策の説明を29ページ目から位置図、それから数量について記載してございます。

29ページ目が現行計画ということで、利賀ダムにより工業用水として0.1m³/sの取水を可能とするということでございます。

30ページ目をごらんください。対策案のI-1「河道外貯留施設」ということで、堤内地に河道外貯留施設を整備しまして、庄川より取水するというものでございます。

左上の表の中に数量を記載してございまして、本対策案の実施に伴って必要となります取水施設、導水路の整備、用地補償について記載をしてございます。

31ページ目をごらんください。同じように対策案I-2「ため池」について、対策案の概要と数量などについて記載してございます。

この後、32ページ目が対策案I-3の「水系間導水（神通川ルート）」、33ページ目が対策案I-4の「地下水取水」、34ページ目が対策案I-5の「海水淡水化」、35ページ目が「ダム再開発（かさ上げ）」案ということございまして、各案について39ページ目まで記載をしてございます。

40ページ目からが概略評価による新規利水対策案の抽出でございます。

41ページ目をごらんください。こちらに、治水対策案で説明した資料と同じものを載せてございますが、このダムの検証では、治水対策案の部分を新規利水対策に置きかえて立案したものの中から、「制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案」などを同じように除くなどすることによりまして絞り込んだ上で、総合的な評価をするという順番で行っております。

その絞り込みについて説明させていただきます。

43ページ目をごらんください。施設の新設による対策案ということで、1から5番まで概算事業費の比較を示しております。

このような概算事業費になりますので、一番コストが低い「地下水取水」案を残しまして、その他の案については棄却するというようにさせていただきたいと考えております。

44ページ目をごらんください。既存施設を有効活用した対策案ということで記載してございます。

ダムの再開発について、「かさ上げ」と「掘削」ということで、ダムごとに概算事業費を出してございます。

ここではⅡ－１－⑤ダムの再開発、かさ上げの豆谷ダムというのが約90億、それから、Ⅱ－２－⑬ダム再開発の掘削、これも豆谷ダムですが、こちらが約90億ということでコストが低いので、この2つを残させていただきたいということでございます。

45ページ目をごらんください。同じく既存施設を有効利用した対策案についてでございます。

こちらは、「他用途ダム容量の買い上げ」「ダム使用权等の振りかえ」「既得水利権の合理化・転用」について記載してございます。

御母衣ダムと境川ダムにおける他用途ダム容量の買い上げについては、判定のところに「×」をつけているところでございますが、これは、水源取得に要する費用以外の費用について見ていただきますと、前のページでご説明しました豆谷ダムの再開発の案の90億よりもコストが高くなっているため棄却するというところでございます。

それ以外の案につきましては、水源取得に要する費用以外の費用が90億よりも低いものですとか、関係河川使用者との調整を伴うものということで、現時点では不確定のものでございますので、予断なく検証を進めるという観点から、現段階では残させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、抽出した結果というのを46ページ目につけてございまして、全部で10案を現段階で抽出し、この後の検証を進めたいということで提案させていただきたいと思っております。

次に、資料－５について説明させていただきます。複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案および概略評価による対策案の抽出についてということでございます。

2ページ目をごらんください。こちらには、先ほどの新規利水のときにも説明した資料をつけてございます。

3ページ目をごらんください。治水対策案の立案と同じく、立案に当たっては、まず、庄川水系の河川整備計画について確認をさせていただきます。

整備計画の目標としましては、庄川用水合口ダム下流地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は概ね8.4m³/sでございまして、利賀ダムからの放流と合わせ流量の確保に努めるということで記載してございます。

4ページ目をごらんください。複数の流水の正常な機能の維持対策立案の基本的な考え方について記載してございます。

1つ目は、治水対策と同様の考え方でございますが、流水の正常な機能の維持の立案については、整備計画に想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案するというところでございます。

また、新規利水対策と同様に17の方策がございますので、こちらを参考にして庄川に適用可能な方策を抽出するというところでございます。

5ページ目から25ページ目までが17方策、それから、その適用性の資料についてですが、こちらは新規利水と同じ内容になりますので、割愛をさせていただきます。

26ページ目をごらんください。組み合わせ案の検討ということで、「施設の新設を中心とした対策」の組み合わせを検討してございます。

上から「河道外貯留施設」「ため池」「水系間導水」「地下水取水」「海水淡水化」とございまして、「河道外貯留施設」それから「ため池」については、単独のこの方策で必要な容量が確保できないため、不足する部分について、ほかの方策との組み合わせ案を検討してございます。

「水系間導水」「地下水取水」「海水淡水化」「ダム再開発」との組み合わせを検討してございまして、それぞれ記載のとおり、案Ⅰ－1－①からⅠ－5とあります対策案とさせていただきます。

27ページ目をごらんください。「既存施設の有効活用を中心とした対策」の組み合わせということで、ダムの再開発のかさ上げについては境川ダム、掘削につきましては5ダムを検討対象としてございます。他用途ダム容量の買い上げについては3ダムを検討対象としてございます。また、既得水利の合理化・転用、ダム使用権等の振りかえということでは、使用権等の振りかえについては、単独の方策では、整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成できないため、不足分について組み合わせで補うという案を作成しております。

以上を対策案のⅡ－1からⅡ－5－⑤とさせていただきたいということでございます。

以上の組み合わせをまとめたものが28ページ目でございます。

「施設の新設を中心とした対策」の組み合わせ、左側ですが、こちらが13案、「既存施設の有効活用を中心とした対策案、こちらがダム再開発と他用途ダム容量の買い上げで幾つかダムがございますので、詳細には15案、全部で28案について整理させていただいたということでございます。

29ページ目には、少しその整理の仕方を変えたものを記載してございます。

それぞれの方策の説明を30ページ目から、位置図ですとか数量について記載してご
います。

30ページ目が河川整備計画の内容で、利賀ダムにより庄川用水合口ダム下流で概ね
8.4m³/s確保するというご
います。

31ページ目をごらんください。対策案Ⅰ－1－①というご
いて、河道外貯留施設と水系間導水を組み合わせた案について、その概要、数量について記載してご
います。

32ページ目から52ページまで、同様に各対策案についてそれぞれ記載してご
います。

54ページ目をごらんください。こちらでも、治水対策案、新規利水対策案と同じ図を載
せておりますが、同じように抽出を行っていきます。

56ページ目をごらんください。施設の新設による対策案でご
います。

ここでは「水系間導水」が最もコストが低いので、抽出させていただいております。

57ページ目をごらんください。既存施設を有効活用した対策案というご
います。

境川ダムのかさ上げについて概算事業費が低いため、グループⅡ－1でご
います。抽出しているということ。そのほか、利水対策案のときの考え方と同じく、水源取得に要
する費用など不確定な部分があるものについては、水源取得に要する費用以外のコストが
境川ダムのかさ上げ案よりも低いものについては、現時点では判定として「○」をつけて、
抽出させていただきたいというご
います。

以上、抽出しました結果が58ページ目でご
います。全部で11案を抽出するというご
います。

以上が資料－5についてでご
います。

次に、資料－6について説明させていただきます。利賀ダム建設事業の検証に係る検討
に関する意見聴取についてというご
います。

本日、対策案について議論をいただきますが、その後、抽出した案について意見をお聞
きしたい関係者の方々を1ページ目に記載してご
います。

上のほうに案1を記載してご
います。新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案について、①の利水参画者、②の対策案に関係する主な河川使用者、③の対策案に
関係する自治体、この方々から意見をお聞きしたいと考えてご
います。

下の案2と記載している部分でご
います。治水対策案については、先ほどご説明し
ました利賀川ダムの操作ルール見直しというのが抽出される案になってご
いて、こ

れからまた議論をいただくところではございますが、対策案に関係する施設管理者の方からご意見をお聞きしたいというふうに考えてございます。

この案1、案2、両方についてお聞きしたいということでございます。

2ページ目が新規利水、流水の正常な機能の維持についてご意見をいただく依頼文という事です。

3ページ目、4ページ目をごらんください。こちらが詳細な内容について記載をしてございまして、ご意見をいただきたい事項としましては、本日の検討の場での議論の結果を踏まえまして抽出された対策案を記載するという事でございます。

5ページ目、6ページ目にご意見をいただくときの様式ということになります。

7ページ目でございますが、同じように治水対策案に関してご意見をいただく依頼文、8ページ目、9ページ目が意見をいただくときの詳細な内容について、10ページ目にご意見をいただくときの様式ということでございます。

以上が資料-6についてです。

次に、資料-7について説明させていただきます。利賀ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集についてと表題に記載しておりますが、パブリックコメントについてでございます。

1ページ目をごらんください。パブリックコメントの募集要領の案でございます。

1. 意見の募集対象という箇所でございますが、「検討の場では、庄川水系の特性に配慮して、ダムによらない複数の治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出しました」と記載してございます。「このことに関し、次の1) 2) について意見を募集します」ということで、1) としましては、「提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案」、2) としまして、「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」としてございます。

その下の意見募集の対象資料ということですが、今回の第3回検討の場の資料-2、資料-4、資料-5が意見募集の対象資料となるということでございます。

それから、意見募集の期間ですが、1カ月程度ということで考えてございます。

そのほか、意見募集に当たってご注意いただく事項ですとか提出先などにつきまして、2ページ目、3ページ目にわたって記載しているということで、ほかのダムの検証でもやっております形でパブリックコメントをさせていただくということでございます。

最後に、参考資料-2をごらんください。第2回利賀ダム建設事業の関係地方公共団体

からなる検討の場配布資料の正誤表ということでおつけしております、中を見ていただきますと、前回の検討の場の資料で、表現ですとか数値というところで修正点がございましたので、そこについて正誤表をつけさせていただいているということでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

司会 それでは、ただいまの説明につきまして、1番から7番、どちらでも構いませんので、ご意見またはご質問等がございましたら、ご発言のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

富山県知事 それでは私のほうから、意見というよりは、まずお礼を申し上げたいと思ひますけれども、この利賀ダム建設に係る検討の場ですが、藤山局長が言われましたように、5年経過しましたけれども、今ほどの詳細なご説明を伺って、なるほどいろいろな可能性を検討されると、やっぱりそれなりに時間がかかるんだなということは理解できたように思ひます。

いずれにしても、この利賀ダムにつきましては、後ほど市長さん方もご発言があると思ひますが、沿川の全ての市長さん方が、ぜひ早期に完成してほしいと望んでいらっしゃるということもあるものですから、去る2月に、ちょうど石井国土交通大臣が富山県においてになりました際にも強く、ぜひ早期完成をということでお願ひをしまして、また、3月18日に上京する機会がございましたので、石井大臣にお礼を兼ねて、改めて要望もさせていただき、また、山本国土交通副大臣、このときには野上先生や橘先生にもご同行いただきましたけれども、さらに、水管理・国土保全局長の金尾さんにも、ぜひ実務の面でも速やかな検証作業を進めてほしいと、かつダム建設の促進ということをお願いしました。

その際に、大臣も副大臣も、さらに国交省の局長さんなどからも、速やかに検証が次の段階に進むように努力したいというお話をいただいて、大変心強く思っていたんですけれども、今日、こうして検討の場が開催されたことについては、まずお礼を申し上げたいと思ひます。

それから、今のご説明、専門的なところはちょっと私もまだ理解が不十分かもしれませんが、ぜひお願ひしたいと思ひていますのは、利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針で、ご承知のように、150年に一度発生する洪水に対応できる治水安全度を確保するということが計画されております。

したがって、国交省におかれましては、藤山局長も十分ご承知のことではありますが、この点を十分踏まえていただいて、沿川住民の安全のために、この治水安全度が下がること

がないようにお願いしたいなと思っております。

特に検証では、河川整備計画をひいておられるわけですけれども、そうすると、河川整備計画レベルの安全度というのは、30年から40年に一度発生する規模ということで検討を行っていらっしゃると思いますので、今いろんな代替案の説明がございましたけれども、例えば利賀ダムのほうは、150年に一度の規模で計画されていますので、仮に評価がコストも含めて同等になると、利賀ダムのほうがおのずから安全度等で、当然採択されるべきだということになるんじゃないかと思っておりますので、同等じゃなくて、利賀ダムのほうがさらに有利だということになるんじゃないかというふうに思っていますけれども、ぜひそうした点をよろしくお願いしたいと思います。

また、おかげさまで、これまでの工事進捗も約4割となっておりますので、ぜひ沿川自治体の意見も十分に踏まえて、速やかに進めていただければと思います。

国交省の皆さんはよくご存じのとおり、さっきの説明にもちょっとありましたが、流域の人口が25万6,000人で、富山県全体の4分の1を占めておりますし、また、資産も4兆3,000億円、また、ずっと昔にそういう洪水の危険があったというのではなくて、先ほどの資料にもありましたが、平成16年10月に、現実には避難勧告なんかも発令しているということで、時間がかかったのも非常に急流河川だということもあるし、いろんな意味で課題のある庄川ですから、なるべく早くやっていただくとありがたいなと。

それから、先ほどのお話の中にありましたけれども、今回はまだ利賀ダムについての工事費とか何かの数字が出されておりませんが、それはこの次、お出しになるということで考えていいのかということの後ほど教えていただきたいのと、それから、今、パブリックコメントを明日付けですか、お出しになるようですけれども、それが終わると、今度はそれを踏まえるということと、利賀ダムについての事業費や何かの再評価をされて、それで比較検証して、どれがいいのかという、そういうことを次回の検討会でなさるお考えなのかというふうな、その辺のところをお教え賜ればなと。

私どもとすれば、なるべく早目をお願いしたいと思っているんですが、よろしくお願ひします。

事務局 ご意見、ありがとうございます。

時間がかかっているということにつきましては、事務局としまして、速やかに検証を進めていきたいというふうに考えておりますが、予断を持たずに、しっかりと検討作業を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから2つ目、安全度のことについてお話しいただいたと思いますが、利賀ダムについては150年に一度の洪水を対象として計画されているというご意見をいただきまして、今後、評価軸ごとの評価というのをやる予定でございますが、その中では、安全度、コスト、実現性などいろいろな評価軸で評価を行っていくということになります。

安全度の部分につきまして、目標を超える洪水が発生したときに、どのような状態になるかというような、そういった内容もございますので、その中でご意見を踏まえまして、しっかりと検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ご質問いただきました利賀ダムの工事費についてということなんですが、資料-1を見ていただくのがよいと思いますが、左上のところの[オ]ですが、「検証対象ダム事業等の点検」というところになりますが、「総事業費・堆砂計画・工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う」ということが記載されておりまして、利賀ダムについても、現在、総事業費というところの点検を行っているところでございますので、今回の検討の場以降でご提示したいというふうに考えているところでございます。

それから、今後の手続ということでございますが、今後、パブリックコメントを行いまして、事業費の点検というのをおあわせて行っておりますが、こちらの[ケ]の部分になりますが、治水対策案を評価軸ごとに評価、今申し上げたとおり、安全度とかコストとか実現性といったいろいろな評価軸で評価をしまして、まず、目的別、「治水」「新規利水」「流水の正常な機能の維持」という目的別の総合評価を行いまして、その後、検証対象ダムの総合的な評価を行っていくという流れになります。

司会 石井知事、よろしいでしょうか。

富山県知事 はい。わかりました。

司会 そのほか、ございませんでしょうか。

南砺市長さん、どうぞよろしくお願ひします。

南砺市長 今、知事のお話にもありましたように、急流河川ということ等々で、本当に詳細な調査が必要だったということは理解をして、その上で、ここまで積み上げていただいたことに感謝申し上げたいと思います。

ちょっと幾つか私の思いとしては、やっぱりダムの所在市町村長として、また上流の住民として、やはり利賀ダムの効果、成果というものが、検討されること以外に、我々はたくさんあるような気がしておりまして、当然、下流の皆さんの安全を守る治水、そして流

量の維持とか利水というものも大事ですけれども、上流部としても、やはりこういったダムというものを、景観だったり、またさまざまな観光的な道路のルートだとか、そういった非常に大きな成果、効果をもたらすということも、今回の検証には入りませんが、大きな期待をしております。

住民の中でも、マラソンをやったり、車で自然の中を走るということも含めて、森を守るというようないろんなことをダムから発信をしていきたいというような思いもありますので、そのこともまた、ぜひ理解をいただきたいなということが1つ。

それと、もちろん下流の安全・安心は十分大切なことなんですけれども、利水の点で、例えば関西電力さんの豆谷ダムのかさ上げだとか掘削とかいう検証、検討がありますけれども、私の記憶によりますと、もう70年ぐらい、関西電力さんのダムというのは建って経過をしているはずですので、古いから耐用年数がどうのこうのということではないんですが、もう既に70年たっているダムをどうすればいいのか、耐用年数というのはダムにもともとあるのかどうかということもちょっとお聞きをしたいんですが、そういったところが逆にまた心配になってくるところでもあります。

とにかく、総合的にゼロベースで検討されたということは、ものすごく意味のある話だというふうにも思いますけれども、やっぱりダムという安全、我々の心の安全みたいなところも、このダムというのは大きな力を発揮するということと、データももちろん、一番このことには安全性の高い工作物だというふうにも思いますので、いろんな意味で、このダムに期待するところは大きいわけでございますので、次の段階に進む、知事の言葉も今ありましたように、スピード感を持って、ぜひ取り組んでいただきたいというふうにお願いをしておきます。

最後になりますけれども、このダムの少し時間がかかったということは理解したんですが、庄川の滞筋を見たときに、私もはっと思ったんですね。やはりこういう経過といえますか発信をして、我々もこの滞筋を見たときに、こういう急流河川の大変な川というのは、やはり昔からの暴れ川というのはこういうもんなんだなというのは、すごくこれを見て理解をしましたので、今後また我々もそのあたりを勉強させていただいて、住民の皆さんにもお知らせをしていきたいなというふうに思いました。

以上であります。

事務局 ご意見、ありがとうございます。

1つ目の地域振興に関することにつきましてですが、こちらも評価軸評価を今後やって

いくところでございますが、その評価軸の一つとしまして、地域社会への影響というのがございます。その中に、地域振興に対してどのような効果があるのかといった評価項目がございますので、今いただいたご意見も踏まえまして、しっかりと評価を行っていきたいということでございます。

それから、豆谷ダムの掘削、かさ上げについてどうなのかというお話、こちらは実現性についてのお話だと思うんですが、こちらにつきましては、今後、今日の議論をいただいた上で、先ほど資料－6で説明させていただきましたが、関係者の方々に意見を伺いまして、その意見を踏まえまして、この対策案を検討していこうとしておりますので、そこでしっかりと検討したいというふうに思っております。

それから最後、急流河川の滞筋が変化していくということでございますが、住民の方々に、しっかりと河川の特性とかそういったものを理解していただくように努めていきたいというふうに思っております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

砺波市長さん、どうぞ。

砺波市長 砺波市でございます。

今ほど南砺市長さんもおっしゃったように、本当に長い時間をかけていろんな検討をされ、またこれからもそれぞれの評価軸で検討されるということで、非常によくわかりました。

砺波市は中流でございますので、下流のことと上流のこと、両方関係があるわけですが、資料にもありましたように、過去の洪水のことが書いてありましたが、一番近いのは、規模的にはあれでしたけども、平成26年の7月20日に、砺波市でも時間120ミリという雨が降りました。今まで100ミリの雨というのはそんなになかったんですが、最近は100ミリといったようなのがすぐに降るわけですし、あのときは高岡市さんのほうも大変でしたが、本当に短い時間でなるわけですね。あのときも上流でいろいろなカットをしても来るということで、水はとめてもとめても来るということが本当によくわかりましたので、河川整備基本方針の150年の話もちろんですが、こういうものの対策としても、少しでもいろんな対策があるということが大切じゃないかなというふうに思います。

それから、もう1つそれと関連ですが、庄川にはたくさんダムがありますが、みんな利水ダムですよ。基本的には発電のダムです。御母衣ダムを空っぽにしておいてくれば、岐阜で雨が降っても大丈夫なんです、そんなわけにはいきません。もちろん買い取りの

話もありますけども、かなり高額な話になるでしょうし、現実的に今、発電の状況が非常に厳しい中で、可能性としては非常に低いのかなというふうに思うわけですし、そういう点で、本川での治水機能というのが限られるとすれば、支川でしっかりと閉めていくということの重要性というのはもっともっとアピールされればいいんじゃないかなというふうに思います。

なかなか流域に住んでいまして、「利賀川ってどこにあるの」から始まるぐらいですから、やっぱり本川ももちろん大事ですが、支川をとめることが大変な効果があるんだということを、書いてはあるんですけども、なかなか現実的にはわかりにくいという点については、私どももアピールしていきたいというふうに思っています。

それと、量は別としまして、今の工業用水の水源が暫定水源だということは、やはり正常な形ではないと思いますので、恒久水源にするということも忘れてはいけない視点かなというふうに思っておりますので、量はともかく、そういうきちとしたものにするといったことも忘れないようにしてほしいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

事務局 ご意見、ありがとうございます。

今いただきました雨の降り方による安全度ですとか実現性の話、そういったものについて、しっかりとこれから検討していきたいというふうに考えております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

射水市長さん、よろしくお願ひします。

射水市長 射水市でございます。

まずは、この間、本当に時間がかかったわけでありましてけれども、こうした治水対策、また、利水であったり流水であったりということできざまな検討をされて、今日、ご説明を聞かせていただいたわけでありまして、本当に国土交通省の皆さんのこの間の取り組みに心から感謝申し上げたいなというふうに思っております。

その中で、幾つかご説明いただいて、この後、いろんな意見も出していただきながら、またパブリックコメントも受けられながら、今後しっかりと判断をされていくことになるということでもあります。

私どもとしても、そういった意見の中で、個々の部分についてはお話をし出していきたく思っているんですけども、ちょっとこの場で少しだけ言わせていただきますと、例え

ば治水の河道掘削になると、射水市は最下流にありまして、河口部も所在しておりますので、例えば河口部で河道掘削しても、やっぱり長い時間かかれば堆積もしていくわけでありますので、要するに、抜本的な解決にならないんじゃないかということも感じます。ということは、そこに住む沿川住民の方々にとっては、やはり不安を拭い去ることができなくなるということになるわけであります。

あと、和田川の下流に放水路をつくるという案も示されていますが、このルートの沿川、あと、河口に当たる部分は住宅の密集地でもございます。また、大きな企業、工場なども立地しておりますし、河口におきましては、やはり漁業も盛んに行われています。

そういったことから、先ほど、周囲環境等々も含めての判断をされるというお話もありましたけれども、もしこれを仮にやるということになりますと、射水市にとっては大変な影響が想定されるわけでありますので、最終的に判断される際には、そういった周辺環境、また、地域に対しての経済効果なども加味していただいて、ご判断いただきたいというふうに思っています。

射水市は、先ほど資料でもご紹介いただきましたが、平成16年の台風の襲来の際にも、新湊地域、また、大門という地域で避難勧告と申しますか、多くの住民が不安な夜を過ごしたということもございます。また、さらにさかのぼれば、80年経過しているわけでありますが、昭和9年に大きな水害によりまして、この射水エリアは大きな被害も受けているわけであります。

そういったことから、非常に治水といいますか、水害対策ということにつきましては、正直、地域住民の非常に意識の高いエリアでございますし、大変関心も持っています。また、そういったことに対しての安全性が早く確保されることを私どもも強く願っているわけでございますので、今後のさまざまな検証について、慌てると言ったらあれなんですけれども、しっかりと進めていただきながら、できるだけ早くそういった決断と申しますか、判断を聞かせていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

事務局 ありがとうございます。

河道掘削についての、その後、土砂が堆積するのではないかというようなご意見につきましては、今後の評価軸の中で、持続性、将来にわたって持続可能と言えるかどうかということですか、維持管理面での評価というのも行っていきます。また、環境への影響というような、そういった評価も行っていくので、その評価軸ごとの評価、それから総合評価の中でご意見を踏まえながら、参考にしながら検討していきたいというふうに考え

ております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

小矢部市長さん、よろしく申し上げます。

小矢部市長 先ほど、砺波市長さんのお話にもございましたけども、私どもの小矢部市も中流域でございますけども、少し西側ということであれなんですけども、平成20年に大変な集中豪雨がございまして、小矢部ももう少しのところで氾濫するといったところまできました。

そういったことを考えますと、小矢部市としましては、これまでどおり、早期に利賀ダムの完成を望んでいるというふうに思っておりますので、できるだけ早く次の段階に進んでいただけるように、本当に切望したいというふうに思っております。

司会 どうもありがとうございました。

高岡市長さん、よろしく申し上げます。

高岡市長 高岡市でございます。

高岡市も射水さんと反対側の最下流域でございます。昔から非常に氾濫原ということで、水との戦いをずっとしてきたところでもございますし、また、その都度いろいろな対応をしていただいたこと、本当に感謝を申し上げたいと思います。

治水対策という意味で、本当にいろんな方策があるんだなということを改めて今日のご報告でも思った次第であります。やはり昨今のいろんな気象状況などを見ますと、抜本的に、また恒久的な対策を講じていただくことが必要ではないかというふうに思っております。

もちろん今までも、堤防ですとか、河川の河道の掘削とか、いろんな方策を講じてきていただいておりますが、そういったことをもとに、総合的にいろいろと考えてきていただいたわけですけれども、やはりこの際、抜本的に地域住民が安心して対応できるような方策をしっかりとご検討していただいて、打ち出していただくことが肝要かと思っております。

そのためにも、何としてもまた次のステップへ早く踏み出していただくようお願いを申し上げたいと思います。

司会 どうもありがとうございました。

知事さん、よろしく申し上げます。

富山県知事 さっき、ちょっと確認し落としたんですが、資料－6で、利賀ダム建設事業の検証に係る意見聴取についてとございますが、この意見聴取は、今日が3月29日ですけ

れども、パブコメとほぼ同じ時期に意見照会をされて、例えばこの4月にとか、それを踏まえて次回、第4回目をやられるというスケジュールなのかということを確認いたしたいのと、あと、さっき説明の中で、河川整備計画レベルの安全度が30年から40年に一度の規模ということになっていまして、多分、先ほどのいろんなコスト計算は、みんなそれを前提に計算されているんだと思うんですが、くどういようですが、利賀ダム本体のほうは150年に一度の雨にも対応できるという施設計画になっていますので、30年、40年の代替案と150年に一度の利賀ダムを比較して、利賀ダムが仮に少しコストがかかるからといって、だからやっぱり30年、40年のほうでいいんだということにされると、我々は困るので、それはさっきの説明で、オーバーフローした場合は、それによる被害とか何かも評価して比較するんだということですから、150年に一遍と30年、40年に一遍の、そのギャップによる、何というか、利賀ダムをある意味では単純な数字で比較すると、割高に見えてしまうんだけど、そこはちゃんと公平に見ていただけるという理解でいいんでしょうね。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

特に、最近はずごく異常気象で集中豪雨も多いのは皆さんご承知のとおりで、国交省さんそのものが、それこそ千年に一遍の雨にも耐えられるように、その際には、避難とかいろんなことも含めておっしゃっているわけですから、今の点はすごく大事な点だと思いますので、くどういようですが、重ねて念押しさせていただきたいと思います。

事務局 1つ目の、この資料－6、関係機関の意見聴取ということですが、パブリックコメントと並行して関係者の方々からご意見をいただきまして、パブリックコメントでいただいたご意見と関係機関からいただいたご意見を踏まえて、今後の検討の作業を行っていくということと考えてございます。

それから、先ほどのお話ですが、コストだけでなく、実現性とか安全度、もちろん先ほどお話しさせていただいたとおり、目標を超える安全度といったところも検討していくことになってございますので、それらを総合的に踏まえまして、評価というのをやっていきたいというふうに考えているところでございます。

4. その他

司会 そのほか、ございませんでしょうか。

それでは、河川部長のほうから一言。

河川部長 河川部の入江でございます。

本日のご意見、ありがとうございます。本当にさまざまなご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、しっかりと検証作業を続けていきたいと思っております。

早くやってほしいという、非常にそういう意見も多くいただきました。

私どもといたしましては、できるだけ速やかに検証手続を進めたいと思っておりますので、皆様方におかれましては、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

5. 閉 会

司会 長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。

最後に事務局からということで、今後の予定についてご説明する予定でございましたが、先ほど富山県知事さんのご質問の中で、今後どうなるのというふうな中で、今後の進め方についてはご説明させていただいたと。

なお、事務局よりご説明しましたように、今後、関係機関等々で皆様方のほうにも意見聴取等々で近々お伺いいたしますので、ぜひご対応と言いましょるか、よろしくお願いしたいということでございます。

次回につきましては、先ほどご説明したとおり、これからの作業状況を踏まえて、改めて調整させていただきますので、その辺、ご理解いただき、よろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第3回利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を閉会したいと思います。

まことにありがとうございました。

閉会 午後5時32分